

岩手県告示第 467 号

岩手県手数料条例別表第 9 の金額の欄 (10) の知事が指定する事項及び知事が定める額 (平成 14 年岩手県告示第 337 号) の一部を次のように改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
<p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 工業技術センターが行う試験又は分析に関する証明</u></p> <p><u>1 件 400 円</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p><u>(10) [略]</u></p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	